

飼料増産に係る質問・要望

機関名	事項	内容	回答
長野県	【基本計画の努力目標等について】 目標とする飼料自給率の設定について	飼料増産運動の目標とする飼料自給率目標35%は、どのような理由(積算)から算出されたものか。	飼料自給率目標35%については、関係者一体となった取組により、27年度において、耕畜連携による稲発酵粗飼料生産拡大や稲わらの有効利用等による粗飼料の完全自給(粗飼料自給率76→100%)、及び食品残さの飼料化の推進等による濃厚飼料自給率の引き上げ(10→14%)が実現するとの前提で算出。 なお、算出式は以下のとおり。 ・飼料自給率目標35% = 国内生産量845TDN万トン(粗飼料590 + 濃厚飼料255) / 国内需要量2,415TDN万トン(粗飼料590 + 濃厚飼料1,825)
関東農政局	飼料自給率(35%)、飼料作物生産努力目標(524TDN万トン)の積算根拠の明確化について	飼料自給率、飼料作物生産努力目標の都県及びブロック毎の目標を定める必要があることから国の各目標値の積算方法を明らかにされたい。	粗飼料の需要量590TDN万トンについては、家畜の飼養頭数(乳用牛:162万頭、肉用牛:348万頭)及び粗飼料給与率(乳用牛:58%、肉用繁殖牛71%ほか)から算出。 これに対し、粗飼料の生産量590TDN万トンは、耕畜連携による稲発酵粗飼料等の生産拡大による飼料作物の作付面積の拡大、及び優良品種の開発・普及や計画的な草地更新等による単収の向上を見込んで算出。 また、飼料作物の生産努力目標524TDN万トンは、粗飼料の生産量590TDN万トンから、稲わらなどの低質粗飼料66TDN万トンを控除して算出。 なお、算出式は以下のとおり。 ・飼料作物の生産努力目標524TDN万トン = 作付面積110万ha × 単収4.534トン/10a × TDN含有率 × 利用率
関東農政局	飼料作物作付面積(110万ha)について	平成27年飼料作物作付面積は、飼料増産推進計画(平成12年)で示された22年目標と同値となっているが、ブロック別目標面積(関東59.0～65.2千ha)に変更はないのか。	新たな「酪肉近代化方針」において、自給飼料に係る記述を頂立てし充実させたことから、前回(12年)策定した長期計画たる「飼料増産推進計画」を、今回策定する予定はなく、また、ブロック別の生産目標も示す予定はない。したがって、ブロック別の面積目標はなくなったものと理解されたい。
埼玉県	【飼料増産計画・運動について】 飼料増産推進計画について	平成17年3月に新たな酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針が定められたが、それに伴う飼料増産推進計画の見直しは行わないとのことであるが、今後も見直しの予定はないのか。	新たな「酪肉近代化方針」において、自給飼料に係る記述を頂立てし充実させたことから、前回(12年)策定した長期計画たる「飼料増産推進計画」を、今回策定する予定はない。 ただし、飼料増産の取組を着実に推進するため、「全国飼料増産行動会議」において、毎年度の具体的な取組とタイムスケジュールを明記した「飼料増産行動計画」を策定することとしている。

機関名	事項	内容	回答
神奈川県	飼料増産計画の作成について	今後、酪肉近代化基本方針等に即し県計画を作成していくこととなるが、飼料増産計画についても前回(平成12年度)同様に、酪農・肉用牛生産近代化計画等と同時期での県計画及び市町村計画の作成を実施することとなるのであれば、できるだけ早い時期に国による計画の公表や説明会を実施していただき、酪農・肉用牛生産近代化計画等の作成作業とあわせて、県内の説明会や作業を実施することができるようにしていただきたい。	「飼料増産推進計画」を今回策定する予定はない。このため、都道府県に対し「飼料増産推進計画」の策定は求めないが、「都道府県酪肉近計画」において、飼料自給率や飼料作物の作付面積などの目標設定を定めることとしている。また、これに加え、毎年度の具体的な取組とタイムスケジュールを明記した「飼料増産行動計画」の策定をお願いすることとしている。なお、酪肉近のブロック別説明会は、5月下旬から6月上旬にかけて実施する予定。
沖縄総合事務	飼料増産運動について	飼料増産の推進に向けて今後とも引き続き社団法人日本草地種子協会主催の飼料増産推進協議会の開催を要望する。	ブロック別の飼料増産推進協議会については、従前どおり開催する予定。
静岡県	【耕畜連携推進対策等について】 水田飼料作物作付助成金等の継続について	県では自給飼料増産に向け、水田における飼料作物の作付けを推進している。特に稲発酵粗飼料について平成12年度より作付けが開始され、現在30haまで面積が拡大している。拡大要因としては転作奨励金をはじめとする助成金によることも大きく、今後も稲発酵粗飼料の作付けを継続・拡大するには経営的に採算が合うようなレベルでの助成金の継続が必要であると考えられる。	水田での飼料作物生産については、平成16年度からの3ヵ年対策として麦、大豆等品質向上対策と同じ措置額とされているところであり、単純な単価の引き上げは困難である。水田農業構造改革交付金(産地づくり対策)の作物ごとの単価は、地域水田農業推進協議会で定めることとされており、それぞれの地域で、飼料作物の作付への取り組みに対する助成額の引き上げ等に助力をいただくようお願いする。
岐阜県	耕畜連携推進対策(水田飼料作物生産振興事業)について	担い手への土地集積を取り組み要件に加えてほしい。	粗飼料生産にあたっては、家畜の飼料として効率的な生産により、低コストで生産されることが必要である。平成16年からの米政策改革大綱に基づく交付金は、従来の生産調整の達成のため米を作付けしない取り組みに対する助成ではなく、米とそれ以外の地域自らが選択した作目の産地づくりを展開する対策として措置されていることから、耕畜連携推進対策(水田飼料作物生産振興事業)における団地化要件については、飼料の効率的な生産を目的として取り組む場合の最低限の基準であると考ええる。
徳島県	耕畜連携推進対策の団地化要件について	本県の1戸当たりの経営規模は全国平均の約半分であり、特に近年混住化が進んでいる地域では、現行の団地化要件を満たすことは困難であるため、耕畜連携推進対策の団地化要件を緩和されたい。	同上

機関名	事項	内容	回答
栃木県	【国産粗飼料増産対策について】 国産粗飼料増産対策事業(国産稲わら等確保促進)の継続実施について	国産稲わら等確保促進は平成17年度で終了することとなっているが、本事業は稲わらの有効活用と堆肥の利用促進に効果を上げており、来年度以降も継続を要望する。	口蹄疫発生に伴う稲わらの輸入禁止措置に対応し、緊急対策として実施したもので、この結果、国産稲わらの自給率が平成15年には85%と向上し、一定の事業の成果が挙げたと分析している。 一方、実施可能な地区ではほぼ事業への取り組みが行われたとみられること、中国からの輸入再開により輸入稲わらへの回帰や稲わらの代替としての輸入乾草が増加していること等により、事業による国産稲わら確保拡大への効果の発現が低下している。 事業終期については、平成15年の予算決定時にもお伝えしたとおり、17年度終了を条件に財政当局からの事業継続が認められたものであり、事業継続はできない。 なお、16年度からは、耕畜連携推進対策においてわら専用稲の生産を全国的な取り組みとしたところであり、積極的な取り組みをお願いする。
山梨県	国産粗飼料増産緊急対策事業について	本事業の「国産稲わら等確保促進型」については、今年度助成対象が継続地区のみで、新規地区の採択はしないこととなっている。さらに今年度が最終年度である。しかし本事業実施により、稲わらの飼料として利用が促進され大変有用な事業であることから、是非来年度以降事業を継続していただき、新規実施地区を採択していただきたい。	同上
岡山県	国産粗飼料増産対策事業(国産稲わら等確保促進)について	標記事業は、今年度から一般財源化され新規事業となったが、従来の指定助成事業(国産粗飼料増産緊急対策事業)を実施していた継続地区のみが事業対象とされている。しかし、現場からの実施要望は多いので、新規取り組みが助成対象に認められるよう要望する。	同上
滋賀県	国産粗飼料増産対策事業について	稲発酵粗飼料の給与農家から稲発酵粗飼料給与等の補助額の増額を望む声がある。	稲発酵粗飼料給与確立型については、畜産経営での稲発酵粗飼料給与への不安払拭のため、給与実証事業として創設、平成16年からはすでに助成金の対象となっていた給与経営も含め、稲発酵粗飼料の給与への取り組みに助成する仕組みとしたところ。今後、稲発酵粗飼料が主要な自給粗飼料として拡大していくためには、一定の支援措置は講じながら直播技術への取り組み等による生産コストの低減を図り、助成金に頼らない生産・利用体制を構築することが必要と考える。また、稲発酵粗飼料のみならず、自給飼料生産の拡大と自給率向上のためには地方公共団体等の関係者の自給飼料生産に取り組む経営に対する支援が重要と考えており、水田農業構造改革交付金における飼料作物の助成額の引き上げ等に助力されるよう、お願いする。
全畜連	国産稲ワラ等確保促進事業の継続について	肥育農家は国産稲ワラを輸入稲ワラと同価格で買いたいと考えているが、国産稲ワラは高く、本事業の補助金がなくなればまた輸入稲ワラに移行してしまう状況となっている。そのため、本事業の継続を要望する。	栃木県への回答に同じ。加えて、また、優良事例として発表していただいた熊本県のJAの取り組みが各地で展開されるよう県連及び農協に対するご指導、ご支援をお願いしたい。

機関名	事項	内容	回答
全畜連	稲発酵粗飼料給与技術確立事業の長期的な展望を持った継続について	本事業は水田政策と自給率向上を考えた場合、極めて重要であると考えております。しかし、農家では継続的な水田賃貸契約が可能かどうかや、政策が長期的な展望を持ったものかなどを巡って耕種農家も畜産農家も不安を持って取り組んでいる状況であります。そのため本事業の展望の周知及び事業の長期継続を要望する。	岐阜県への回答に同じ。 なお、平成17年度から一般予算化し、平成22年まで事業を継続することとして措置しているところであり、引き続き積極的な取り組みをお願いします。
【その他事業について】 岐阜県	土地利用型酪農推進事業について	コントラクターによる依頼栽培を自給飼料作付けにみなしてほしい。	本事業における飼料作物作付地は 飼料作物作付のある自己所有地、飼料作物作付のある借地（農地法第3条の許可または農業経営基盤強化促進法による利用権設定が行われているもの）としており、その要件を満たす場合は、コントラクターによる委託栽培を行った場合も、飼料作物作付地としてカウントすることが可能となっている。
東北農政局	飼料の広域流通を促進するための支援措置について	公共牧場及び耕畜連携によるラップサイレージ等の広域流通を促進するため、広域流通が定着するまでの一定期間、輸送に要する掛かり増し経費等に対する助成について検討願いたい。	水田地帯での飼料作物生産や稲わらの利用拡大に伴い、水田地帯から畜産地帯への流通体制の確立が重要と考えており、強い農業づくり交付金において、広域流通のための運搬用機械やストックポイント等の広域流通のための条件整備に対する支援を講じているところである。 なお、輸送経費に対する助成は経営のための運営経費に相当するものであり、直接的に助成対象とすることはできない。
【コントラクターについて】 愛媛県	コントラクター組織の取組事例について	中国四国における各コントラクター組織の取組内容、飼料栽培、収穫調整、販売等の料金体系等の情報を提供願いたい。	コントラクター組織の概要及び作業受託内容については、毎年度、農政局、県を通じてアンケート調査を行っており、全国の概要については当方で取りまとめて「コントラクターをめぐる状況」として公表しているところであるが、個別組織ごとの取組内容等の情報については、調査にあたり公表しないことを条件として情報を提供していただいているところである。 なお、管内の組織数や個別組織の連絡先等については、農政局を通じて提供することは可能である。
宮崎県	中山間地域での飼料作物増産を目的とした機械導入の要件緩和について	水田を利用したコントラクターの育成は集落営農等との連携が不可欠であるが、中山間地では圃場が狭く大型機械の導入が難しい。集落営農等先進的な取組を実現するにあたっては資本投資の削減が不可欠であるが、国庫事業が採択されにくいので、要件緩和を希望する。	粗飼料生産の拡大等のための事業については、補助事業の原則としての共同利用要件はあるものの、対象面積等の要件は設けていない。また、補助対象機械については、「農業用機械の補助対象範囲の基準について」において、事業効果の発現の観点から一定規模・規格以上のものと規定されているが、農産物自由化関連対策に係る共同利用機械については、その基準が緩和されている。

機関名	事項	内容	回答
徳島県	【稲わらについて】 国産稲わらを農地にすき込むことへの考え方について	本県は、これまで県全体を園芸ランドとして位置づけ、稲わらのすき込みは土づくりの一環として普及している。また、近年は環境にやさしい農業の推進を図るべく、持続性の高い農業生産方式に取り組むエコファーマー等を育成しており、これら生産者の取り組み拡大により、今後も土づくりの一環としてのすき込みや施設園芸での用途が増加する見込みである。一方、堆肥の過度な投入は環境汚染だけでなく、土壌成分バランスの崩れ等により作物を生産する上で悪影響となる場合もある。このため、国産稲わらを無駄にすき込んでいないことを理解いただきたい。	国産稲わら飼料仕向量の拡大への取り組みについても、貴県が掲げる持続性の高い農業生産方式への取り組みと同様の趣旨で稲わら確保への取り組みが重要と考えている。また、当方の調査結果によれば、焼却量も相当量あり、これらを飼料用に仕向けることで完全自給は可能と考えている。
沖縄県	【放牧について】 放牧の推進について	沖縄県の牧養力は本土に比べ約2倍高い。しかし、永年牧草は2～3年をピークとして年々収量が減少するため、持続的に高い収量を確保する必要がある。アンケート調査では施肥管理の意識が低いため、普及啓発が必要である。また、観光産業の観点から放牧場の景観形成に関する検討も重要であり、その取り組みをしたい。	放牧の推進に向けた積極的な取組を期待。
滋賀県	【農薬について】 飼料用稲の使用農薬について	稲発酵粗飼料の生産農家および栽培指導者等から使用農薬の拡大、指針作成を望む声がある。	稲発酵粗飼料に対して使用が適当な農薬については、13年に配布した「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」において、リストアップ(殺虫剤22剤、殺菌剤20剤、除草剤14剤)しているが、その後の残留性試験の結果を踏まえ、16年5月に発出した通知「稲発酵粗飼料に係る適正な農薬の使用について」において、追加通知(移植用除草剤5剤、直播用除草剤3剤)しているところである。要望を踏まえ、今後とも農薬の残留性試験を継続し、稲発酵粗飼料に使用可能な農薬を追加するとともに、本年度末には、これら結果を反映させた「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」の改訂版を配布したいと考えている。
全開連	【技術・開発について】 裁断型ラップサイレージ用ベラー、ラップマシーンについて	デントコーンのロールサイレージは、省力化の点で優れているが、ロールベラーやラップマシンを新たに購入するのは資金面から難しい場合も多い。アタッチメントの交換などで、牧草と兼用できる機械の開発はできないか。	デントコーンをサイレージにするには細断する必要があり、それをロールベラーにするのが細断型ロールベラーである。牧草ロールベラーとは構造的にまったく異なり、アタッチメントの交換で対応できるものではない。ラップマシーンについては、大型ロールベラー専用ではなく、ターンテーブルがベルト式のものなら牧草のラップマシーンと兼用は可能である。
全畜連	稲ソフトグレイン利用に係る研究・実用化の推進及び実用化について	自給率の向上、稲の多面化活用として、濃厚飼料代替としてソフトグレイン利用の研究・実用化を推進して欲しい。	もみ米を発酵させたソフトグレインサイレージについては、もみ米よりも消化し易くなるといわれており、その利用の可能性について、(独)農業・生物系特定産業技術研究機構東北農研センターや各県試験場(秋田、長野、富山、岐阜)において研究が実施されているところであり、これら結果を踏まえ利用の可能性を検討してまいりたい。